

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>●騒音を計測する風車の選定</p> <p>仕様書では全国から1地域程度を選定し、その選定場所は検討会の指導によるとのことですが、想定地点（案）を企画書の段階で提示する必要はございますか。</p>	<p>企画書の段階では必ずしも、提示する必要はありません。</p>
2	<p>●提案に関して</p> <p>代表者1社（入札者）を選定したうえで、2社の共同提案は許されまじうでしょうか。</p>	<p>共同実施は可能です。共同実施によって業務の体制を組む場合は、提案書の「執行体制、役割分担等」にその旨を明記してください。</p>
3	<p>●仕様書の3. 業務内容（3）実測調査の実施等②測定期間等にて下記の記載がございますが、風力発電施設が稼働している状態及び風力発電施設が停止しているときの各々について測定期間が1日で解析等に必要な有効データが得られる場合は、</p> <p>昼夜ともに1日間確保できる期間としてもよろしいでしょうか。</p> <p>また、解析等に必要な有効データが1日で測定できた場合は測定日数の減による変更減額の対象にはならないでしょうか。</p>	<p>測定期間については、ご指摘のとおりです。</p> <p>測定日数の減は実績に応じて、実働分の支払いになります。</p>
4	<p>●過去報告書に関して</p> <p>令和6年度業務に関連する下記報告書につきまして、現時点で閲覧可能かご教示ください。</p> <p>「令和4年度風力発電施設から発生する騒音の純音性成分の影響等に関する実態調査業務」</p> <p>「令和5年度風力発電施設から発生する騒音に係る実態調査業務」</p> <p>「令和6年度風力発電施設から発生する騒音に係る実態等調査業務」</p> <p>「令和6年度我が国の環境騒音に係るあり方に関する検討業務」</p> <p>上記4件について、閲覧方法（公開状況、閲覧場所、申請の要否等）も併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室に来庁いただければ全て閲覧は可能です。</p> <p>事前に環境汚染対策室まで御連絡いただければ申請は不要です。</p>
5	<p>●「4 MW以上の風力発電施設又は洋上風力発電施設」の定義について</p> <p>記載の「4 MW以上の風力発電施設又は洋上風力発電施設」について、以下のどちらを指すものかご確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風車1基あたりの定格出力（単機容量）を指すのか ・ 風力発電所全体の総出力を指すのか 	<p>風車1基あたりの定格出力（単機容量）です。</p>